平成２４年第４回潟上市議会定例会会議録（１日目）

○開　会　　平成２４年１２月　５日　午前１０：００

○散　会　　午後１２：０４

○出席議員（２０名）

１番　中　川　光　博	２番　大　谷　貞　廣	３番　児　玉　春　雄
４番　藤　原　幸　作	５番　菅　原　理恵子	６番　澤　井　昭二郎
７番　菅　原　久　和	８番　伊　藤　栄　悦	９番　戸　田　俊　樹
１０番　佐　藤　義　久	１１番　小　林　　悟	１２番　岡　田　　曙
１３番　佐　藤　　昇	１４番　藤　原　典　男	１５番　西　村　　武
１６番　鈴　木　斌次郎	１７番　堀　井　克　見	１８番　藤　原　幸　雄
１９番　佐々木　嘉　一	２０番　千　田　正　英	

○欠席議員（０名）

○説明のための出席者

市　　長	石　川　光　男	副　市　長	鐙　　利　行
教　育　長	肥田野　耕　二	総　務　部　長	山　口　義　光
市民生活部長	根　　一	福祉保健部長	鈴　木　　司
産業建設部長	児　玉　俊　幸	水　道　局　長	菅　原　龍太郎
教　育　部　長	鎌　田　雅　樹	会計管理者	川　上　　護
企画政策課長兼新庁舎建設室長（部長待遇）	幸　村　公　明	総　務　課　長	藤　原　貞　雄
財　政　課　長	鈴　木　利　美		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊　藤　　正	議会事務局次長	畠　山　靖　男

平成２４年第４回潟上市議会定例会日程表（第１号）

平成２４年１２月５日（１日目）午前１０時開会

会議並びに議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告（議長、議運委員長）
日程第　４　行政報告（市長）
日程第　５　承認第　４号　専決処分の承認について（平成２４年度一般会計補正予算（第５号））
日程第　６　議案第６４号　潟上市水道水源保護条例（案）について
日程第　７　議案第６５号　潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　８　議案第６６号　潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　９　議案第６７号　潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１０　議案第６８号　潟上市環境基本計画（案）について
日程第１１　議案第６９号　天王本郷自治会館の指定管理者の指定について
日程第１２　議案第７０号　潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
日程第１３　議案第７１号　男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更する規約の協議について
日程第１４　議案第７２号　平成２４年度潟上市一般会計補正予算（第６号）（案）について
日程第１５　議案第７３号　平成２４年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）について
日程第１６　議案第７４号　平成２４年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（案）について
日程第１７　議案第７５号　平成２４年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）について

日程第１８　議案第７６号　平成２４年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）（案）について

日程第１９　議案第７７号　平成２４年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第３号）（案）について

日程第２０　議案第７８号　平成２４年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２１　議案第７９号　平成２４年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２２　議案第８０号　平成２４年度潟上市水道事業会計補正予算（第２号）（案）について

日程第２３　同意第　４号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第２４　同意第　５号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第２５　同意第　６号　潟上市豊川財産区管理委員の選任について

日程第２６　陳情第　９号　オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情

日程第２７　陳情第１０号　消費税増税に関する意見書の提出について

日程第２８　陳情第１１号　安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

日程第２９　陳情第１２号　介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書

日程第３０　陳情第１３号　「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書

日程第３１　陳情第１４号　「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書

日程第３２　陳情第１５号　国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書

日程第３３　陳情第１６号　地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書採択に関する陳情書

日程第３４　陳情第１７号　年金２．５％削減中止を求める意見書の陳情

日程第３５　発議第　６号　議会基本条例策定特別委員会の所掌事項の追加と設置期間の延長について

日程第３６　発議第　７号　潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

日程第３７　発議第　８号　潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について

午前１０時００分　開会

○議長（千田正英）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、７番菅原議員から、所用のため遅れるとの届けがありましたので、報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第４回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第１、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、９番戸田俊樹議員及び10番佐藤義久議員を指名します。

【日程第２、会期の決定】

○議長（千田正英）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの14日間に決定しました。

【日程第３、諸般の報告】

○議長（千田正英）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長から報告を行います。15番西村議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村　武）　皆さんおはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、11月26日、委員、正副議長、当局からは説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、また、11月30日にも委員、正副議長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第４号の専決処分の承認については、本会議にて審査致します。議案第64号の条例（案）は、産業建設常任委員会へ付託とします。議案第65号、66号、67号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託とします。議案第68号の環境基本計画（案）については、社会厚生常任委員会へ付託とします。議案第69号の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会へ付託と致します。議案第70号の指定管理者の指定については、社会厚生常任委員会の付託とします。議案第71号の一部事務組合の規約の変更については、社会厚生常任委員会へ付託と致します。議案第72号から議案第80号までの各会計の補正予算（案）は、所管の委員会へ付託と致します。同意４号から６号までの人事案件は、本会議にて審議という区分で行うことと致しました。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認いただきます。

次に、陳情・請願については、お手元に配付の請願及び陳情等のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については８名の通告者がありました。

議会運営委員会での抽選の結果、６日木曜日の１番目に15番西村　武議員、２番に10番佐藤義久議員、３番目に４番藤原幸作議員、４番目に13番佐藤　昇議員、７日金曜日の１番目に19番佐々木嘉一議員、２番目に２番大谷貞廣議員、３番目に18番藤原幸雄議員、４番目に14番藤原典男議員となっておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも10日、月曜日の午前10時から開催とします。

次に、発議について申し上げます。

議会改革特別委員会の所掌事務の追加と設置期間の延長について、地方自治法の改正に伴う委員会条例、会議規則等の一部改正が発議されております。

本日の、初日の案件として本会議で審議を行います。

議会運営について申し上げます。

６月より試行的に行ってきております一問一答などについて、11月７日に議会運営委

員会で総括を行い、申し合わせ事項としてまとめ、11月30日に当局とも改めて協議をしております。

当局、市長からは「議運での申し合わせ事項であり最大限尊重しますが、ただし、拘束されるものではないと考えている。」とのお話がありました。

皆様には、この申し合わせ事項をあらかじめお配りしております。

ここに記載のとおり、議員のみならず当局におかれましても、その趣旨を十分にご理解をいただき、賢明な対応をいただき、円滑な議会運営が行われますように特段のご協力をお願いを致します。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（千田正英）　議会運営委員会からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第４、行政報告】

○議長（千田正英）　日程第４、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男）　おはようございます。

行政報告に入る前に、ご報告申し上げます。

11月29日に報道がありましたとおり、同月22日午後11時頃、秋田市中通において、福祉保健部の●●●●社会福祉課長が酒気帯び運転で検挙される事案が発生しました。飲酒運転の防止等については、常日頃から全職員に対し部長会議等を通して注意喚起を徹底してまいりましたが、誠に残念なことであり、遺憾に存じております。市職員による飲酒運転は絶対あってはならないことであり、しかも市の幹部職員という立場にありながら酒気帯び運転で検挙に至り報告の義務を怠ったことは、市を挙げて取り組む飲酒運転撲滅運動に水を差すものであり、議会並びに市民の皆様に深くお詫び申し上げる次第であります。

職員には、今後再びこのようなことこのないよう、飲酒運転をしない、させない職場づくりに職員一丸となって取り組み、信頼回復に努めるよう指示したところであります。

なお、この職員の処分については、11月30日付で懲戒免職とし、福祉保健部長を部下の管理監督責任を問い訓告処分と致しました。また、12月１日付で福祉保健部長には社会福祉課長の兼務を発令致しました。

以上でございます。

行政報告に入らせていただきます。

本日ここに、平成24年第４回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第３回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

初めに、11月３日に挙行致しました潟上市表彰式典について申し上げます。

本市名誉市民・中村征夫氏のご臨席のもと、合併後３度目となる式典においては、各分野で永年にわたりご尽力を賜りました61人の方々を功労者として讃えるとともに、177人の方々の日頃の実践的活動に対し感謝の意を表しました。

合併後、はや８年目を迎えております。この表彰式典を契機として「合併10年の集大成」に向かって潟上市民が心をひとつに、郷土・潟上に生きる喜びと次代につなぐ地域づくりを祈念しながら、それぞれの歴史、文化、伝統を受け継ぎ、地域が持っている資源を有効に共有し、未来永劫、より発展していくことを市民の皆様とともに誓い合いました。

次に、新庁舎建設事業の進捗状況について申し上げます。

新庁舎基本設計業務については、議会並びに市民等からの意見を踏まえ、平面プラン等の調整作業を進めておりますが、議会からの要望について設計者と協議する時間が必要なため、来年１月31日まで設計業務委託期間を延長しております。

また、作業に当たり市民からの意見集約については、市広報等を通じたパブリックコメントの実施とともに、各種団体の代表や公募委員からなる「潟上市新庁舎建設基本設計市民委員会」を設置し、これまで３回の委員会を開催しており、今月13日に私あて報告書が提出する予定となっております。今後このご意見も含め議会と協議し、基本設計の成案とする考えであります。

なお、本定例会には、建設地の樹木伐採・伐根工事の予算を計上しております。

次に、潟上市環境基本計画（案）について申し上げます。

本市では、環境基本法を受け、潟上市環境基本条例において環境保全の基本理念や施策の基本方針などを定めております。この条例に基づき、また、総合発展計画で目指す理想の将来像を環境面から実現させるため、「潟上市環境基本計画」の策定に取り組んでまいりました。

環境問題は、私たちの消費・生産活動による環境に与える負荷が長期間積み重なって

発生致します。本計画では、潟上市の豊かな自然を守り、将来世代に継承するため、環境の現状と中・長期的な視点を持って取り組むべき課題を知り、すべての主体が解決に参加できるようにすることを基本方針としております。策定に当たっては、市民アンケートをはじめ、市民団体や自治会等の代表者などからなる「市民会議」からの提言、また、パブリックコメントを実施し、「環境審議会」への諮問・答申を経て本定例会へ計画案を提出しております。

次に、昭和地区、飯田川地区のし尿処理について申し上げます。

本市のし尿処理を男鹿地区衛生センターに一本化することにつきましては、これまでもご報告申し上げておりますが、関係機関との協議も整い、去る11月７日に開催されました男鹿地区衛生処理一部事務組合議会全員協議会において、関係する規約の変更について了承を得たところであります。これに伴い、組合構成市の議決が必要となることから、本定例会に議案を提出しております。

なお、昭和衛生センターでの処理を停止することから、現在受け入れをしている杉山病院からの放流水については、直接公共下水道へ接続するため、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、クリーンセンター基幹改良整備事業の進捗状況について申し上げます。

12月３日から１号炉の運転を停止し、本格的に改良工事に着手致しました。１号炉は来年４月末完成、また、２号炉については来年３月に着手し、７月末の完成をそれぞれ予定しております。

なお、工事期間中のごみ処理につきましては、処理を依頼しておりました秋田市と受け入れ条件等の協議が整い、10月31日付で委託契約を締結しております。

また、工事期間中のごみ収集及びクリーンセンターへの直接搬入につきましては、従来どおり行い、市民生活に支障が出ないよう努めてまいります。

次に、自主防災組織の組織化状況について申し上げます。

大規模災害時の防災活動の中核となり、避難・救助・被災者支援などの活動を行う自主防災組織については、本年度新たに５組織（10自治会）で結成されております。これにより市内で結成されている組織は、10月末時点で14組織（23自治会）、世帯数による組織化率は28％となります。今後も講習会・勉強会などを開催し、組織化率の向上に努めてまいります。

次に、潟上市水道水源保護条例（案）について申し上げます。

本市の水道水源に関わる水質の汚濁を防止することを目的に、水道水源保護条例の制定を検討してまいりました。この条例の策定に当たっては、市広報やホームページによる意見募集、市民公聴会、自治会長会議での説明等を実施したほか、各関係法令との整合を図るべく、関係機関との調整を進めてまいりました。

また、罰則規定については、秋田地方検察庁との協議に時間を要しましたが、11月27日付で秋田地方検察庁検事正より「条例制定について特段の問題はないと判断した。」との回答をいただき、本定例会に条例（案）を提出しております。

なお、本条例の施行は平成25年４月１日を予定しており、今後、市民の皆様へ更なる周知を図るとともに、規則や要綱を制定し運用してまいりたいと存じます。

次に、戸籍副本データ管理システムの構築について申し上げます。

東日本大震災で津波の被害を受けた４市町村で戸籍の正本が滅失したことを受け、これを防止するため、戸籍情報を複数の行政庁等で管理するシステムの構築が法務省から示され、戸籍が電算化されているすべての市町村が来年10月から実施することになりました。

このことに鑑み、法務省から本市が県内で唯一、試行団体に選定され、来年５月の試行開始に合わせたシステム改修等が必要となったことから、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、旧豊川小学校の敷地活用計画について申し上げます。

現在、校舎等の解体工事を進めておりますが、解体後の敷地活用につきましては、「潟上市多目的交流施設（仮称）建築基本構想」を策定し、豊川地域に限らず市内全域に活性化が波及する施設等の建設を検討してまいりました。潟上市民が集える多目的交流施設の整備に向け、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、株式会社八郎潟ハイツの経営診断について申し上げます。

八郎潟ハイツの今後の施設運営の継続性について総合的に判断する資料とするため、経営診断に関わる予算を本定例会に計上しております。

次に、「障害者虐待防止センター」の設置について申し上げます。

障害者虐待防止法が10月１日から施行され、虐待を受けていると思われる障害者を発見した方は、速やかに市へ通報することが義務づけられました。市では、障害者の虐待の通報や届け出の窓口として「潟上市障害者虐待防止センター」を社会福祉課内に設置しております。

通報や相談を受けた場合、施設や警察などと連携し、被害者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合は、市職員が家庭に立ち入り、被害者を一時保護することになります。なお、本市における障害者虐待については、これまで相談事例がなく、実態は不明でありますが、障害のある方々が地域で安心して暮らしていけるよう、今後も支援してまいります。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、「健康かたがみ21計画」について申し上げます。

本計画は、合併前の平成15年度に策定した「健康てんのう21」を新市に引き継ぎ、平成20年度に中間評価を行い、平成21年３月には「健康かたがみ21」と名称を改めております。本年度は計画の最終年度であることから、平成25年度を初年度とする次期計画の策定に取り組んでおり、策定に当たっては「健康と食生活に関するアンケート」と前期計画の最終評価を踏まえて、「食事」「生活習慣病」「運動」「歯の健康」「こころの健康」等、８分野を骨子として今後の取り組みの方向性をまとめることとしております。

次に、成人の健診事業について申し上げます。

集団検診については、６月に引き続き11月１日・２日の両日、追加の早朝健診を実施致しました。健診に当たっては、乳がん検診の未受診者に対して受診を呼びかける「コール・リコール事業」の実施や、特定健診の未受診者に対してのハガキによる受診勧奨などの対策を講じてまいりました。しかし、受診者数を見ると横ばいから若干低下の傾向にあることから、現在、継続実施しております医療機関での健診をさらに周知してまいります。

次に、潟上市医療行政懇談会の開催について申し上げます。

この懇談会は、市と市内で開業または勤務されている医師が相互理解を深めながら、市の保健福祉行政や緊急時の救急医療・救護活動及び医療の現状や課題等について話し合い、その意見や提案を市の保健福祉行政に反映させることを目的とするものであります。市民の健康、命を守るという観点から、医療と行政が連携し合い、さまざまな課題に対して協議していくことは非常に重要かつ意義深いものと考えており、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、予防接種事業について申し上げます。

９月１日より不活化ポリオワクチンによる定期予防接種が始まりましたが、11月１日からは、従来の３種混合予防接種に不活化ポリオワクチンを加えた４種混合予防接種が

開始となりました。関係医療機関との調整も終え、対象となる保護者への個別通知のほか、広報等での周知も図っており、事業は順調に推移しております。

次に、「地域支え合い体制づくり事業」について申し上げます。

本事業は、単身高齢者等の日常的な生活支援活動の体制づくりを地域住民が主体的に推進するものであり、昨年度、県の補助事業で小型除雪機及び多目的軽トラックを購入し、自主防災組織等を対象に小型除雪機の使い方講習会を実施しております。

本年度は、自治会や自主防災組織、ボランティア団体等にこれらを貸し出すとともに、本事業の充実強化に向け、多目的軽トラックを購入するため、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、都市計画法第34条第11号で指定する区域の土地利用の状況について申し上げます。

昨年４月に導入した本制度は、市が定めた「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」により、線引き制度を維持したまま、市街化調整区域の土地利用について柔軟に対応できるものであります。

潟上市誕生以来、宅地の開発許可は市街化区域内を中心に推移し、特に平成19年度は天王地区においてアキタ電子跡地に126区画という大規模な開発がなされておりますが、その後の宅地開発に目立った動きはありませんでした。

本制度が導入された昨年度は、市街化区域内で15件、市街化調整区域内では７件の許可申請がありました。また、本年度は、10月末現在で市街化区域内は０件ですが、市街化調整区域内は30件で、そのすべてが本制度の運用によるものとなっております。

数値が示すとおり、本制度は市街化調整区域内の土地活用に有効な方策と捉えられることから、今後も市街化区域とバランスのとれた運用に向け、本制度を周知してまいります。

次に、農業の概況について申し上げます。

水稲については、４月３日から４日にかけての記録的な強風で育苗ハウスが甚大な被害を受け、田植え作業が遅れましたが、その後の好天により初期生育は旺盛となり、平年を上回る生育で推移したことから、稲刈り作業は９月20日頃から始まっております。

東北農政局秋田地域センターが発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「100」の「平年並み」で、10アール当たりの予想収量は577キログラム、一等米比率は85.2％となっております。

本市の10月末現在の一等米比率は、天王地区96.3%、昭和地区82.0%、飯田川地区94.6%となっており、等級低下の主な要因は、カメムシによる斑点米や高温障害による乳白米、胴割れ米等となっております。

果樹の和梨については、受粉時の悪天候が影響し着果不良が多く見られ、本市の主力品種である「幸水」の出荷量は平年の60%程度、「豊水」は95%程度となっております。また、秀品率も平年より低く、主な品質低下の要因は、変形果、日焼け果となっております。

花卉の輪菊は、春先の強風被害があり平年より遅い出荷のスタートとなりましたが、販売状況については、６月・７月は他産地の入荷が多く厳しい状況でありましたが、８月上旬からは、お盆需要ということもあり高単価で取り引きされております。

また、鉢物シクラメンについては、天候の影響により開花時期が遅れたものの、その後の生育は順調で、概ね平年並みの生育状況となり、10月下旬から出荷が始まっております。今年は、平均気温が高めに推移していることもあり需要の伸び悩みが心配されますが、４寸・５寸鉢合わせて約４万8,000鉢の出荷を目指しております。

転作大豆は、播種以降、天候にも恵まれ順調に推移したものの、８月の猛暑等により生育後期は品質低下や黒根腐れ病などによる生育不良が目立つようになりました。10月下旬から刈り取りが始まっておりますが、収量は昨年よりやや増となっているものの、品質については扁平粒、しわ粒などが多く、製品率が低い状況となっております。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは10月20日・21日の両日、「ブルーメッセあきた」を会場に行い、野菜、花卉、果実、加工品など282点の出品がありました。

今年は、春先の低温や強風、夏場の猛暑や少雨、さらに９月以降の記録的な残暑など、栽培期間を通して肥培管理に苦労した年でありましたが、キャベツ、ネギ、オクラ等はいずれも高品質なものが見られました。また、全体的に野菜関係の品目が129点と多く、市が事業化している農業生産力向上事業の成果とともに、直売施設の整備に伴い消費者を意識した品種選びや栽培に心がけていることが伺われました。

農家の皆さんには、今後ともきめ細かな管理で良品を生産されることを期待するとともに、ご指導・ご協力をいただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、飯塚地区のショッピングモールについて申し上げます。

現在、「（仮称）アミューズスクエア　メルシティ潟上」の名称で開発が進められておりますが、これまで未定となっていた店舗に、新たに「西松屋チェーン」「マツモトキヨシ」「マックスバリュ」など５企業の出店が決定しております。これにより、既に営業を開始している「ヤマダ電機」「秋田トヨタ自動車」等を含め、全体で14店舗が営業を展開することとなりました。

なお、新たに出店が決まっている店舗については、今年11月下旬から来春にかけて順次オープンする予定であります。これに伴い、雇用想定人数も社員・パートを含め約450人との報告を受けており、厳しい社会経済状況の中で雇用の拡大につながるとともに店舗新設による固定資産税収入も見込まれることから、本市においても大きな期待を寄せているところであります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、「子ども緊急避難所・子ども110番の家」のステッカー配付について申し上げます。

この取り組みは、子どもが被害者となる犯罪を防ぐための「地域ぐるみで子どもを守るボランティア活動であり、緊急時に助けを求めた子どもを保護し、警察への通報を行うものであります。このほど「青少年育成潟上市民会議」のご協力を得てステッカーの改訂版を作成し、地域の協力者467人の方々へ各自治会のご協力により配付致しました。子どもが安心して立ち寄れる拠点として、今後も市民の皆様のご協力をいただきながら避難所等の確保に努めたいと考えております。

次に、市内の中学校２年生によるキャリア・スタート・ウイーク職場体験について申し上げます。

天王南中学校が９月25日から４日間、10月15日からは羽城中学校が４日間、天王中学校が５日間、計80の事業所のご協力をいただき、無事に体験を終えることができました。

キャリア教育は、幼・保、小・中学校、高等学校と各段階において継続して行うものでありますが、その中でも中学校２年生という時期に一定期間の体験を通して職場や地域の人々と触れ合い、働くことの楽しさや厳しさを感じ取ることは、ふるさとへの愛着心を育む有意義な活動であると考えており、今後とも事業所の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は10月20日・21日の両日、天王会場と昭和会場で開催致しました。絵

画、書道、陶芸等の作品が、天王会場で1,136点、昭和会場で839点ありました。出展された方々は、生涯学習を通して自己研鑽に励まれ、いずれも力作ぞろいであり、深い感銘を受けたところであります。

芸能発表会においては、天王会場では21、昭和会場では22の団体・個人の皆様のすばらしい舞台が披露され、日頃の練習の成果に惜しみない拍手が送られました。

天王公民館で行われました文化講演会は、女優としてさまざまな舞台で幅広く活躍されている由美かおるさんが「美と健康」を演題に講演し、約630人の市民に大きな感動を与えました。

また、文化講演会の前には、潟上市自治基本条例の制定と秋田大学との連携協定締結を記念し、「みんなで考えよう潟上のまちづくり」をテーマにパネルディスカッションを開催しております。多くの市民の皆さんとともに今後のまちづくりについて考えることができた有意義な会であったと感じております。ご出演いただいた秋田大学の池村副学長、松岡教授のほか２人の市民パネリストの方々に改めて感謝を申し上げます。

かたがみ音楽祭は羽城中学校体育館にて、「音楽がつむぐ結いの心」をテーマに市内４コーラスグループによる合唱や市内３中学校吹奏楽部による演奏、さらに本市出身のピアノアーティスト・吉野ユウヤさんによる全７曲が演奏され、コーラス、吹奏楽、ピアノが奏でる音色が多くの来場者を魅了致しました。

次に、国民文化祭について申し上げます。

９月定例会の行政報告でご報告のとおり、本市では実行委員会を立ち上げ「全国写真フェスティバル」を開催する予定としております。具体的な事業内容を検討するため、写真フェスティバルの総合プロデュースを依頼している本市名誉市民の水中写真家・中村征夫氏と協議を重ねているところであります。

次に、第７回潟上市健康マラソン大会について申し上げます。

10月８日、秋晴れの体育の日に開催された今大会には、個人の部・ペアの部に590人のランナーが参加し、沿道の声援を受け、各部門で全員が完走を果たしております。

個人2.5キロメートル、5キロメートルの部では、小・中学生、一般ランナーが健脚を見せたほか、親子ペアの部には、車いすの子どもと母親が初めて参加、見事完走し、温かい声援と拍手が送られました。

次に、「チャレンジデー」の実施について申し上げます。

10月11日、財団法人笹川スポーツ財団の小野清子理事長が「スポーツの力で日本を元

気に」を合い言葉に、全国一斉に開催されているチャレンジデーへの参加要請のため本市を訪れております。

チャレンジデーは、カナダで生まれ、毎年５月の最終水曜日に世界中で実施される市民参加型スポーツイベントであり、人口規模の同じ自治体が午前０時から午後９時まで15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の「参加率（パーセント）」を競うものであります。

本市としましては、自治体同士の勝敗よりも、運動やスポーツを通じて健康に対する住民意識の高揚と、行政や民間団体、地域が一致団結することによるコミュニティづくりや地域活性化を目指したいと考えております。

同財団では、小野理事長の出身県である秋田県を重点推進地域と位置づけていることもあり、また、実施に当たっては本市の生涯スポーツの推進につながる事業でもあることから、実施プログラムや推進方法を検討するため、会議開催に関わる経費を本定例会に計上しております。

次に、平成25年度予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

平成20年秋の金融危機に端を発した世界的な不況の影響から抜け出せないうちに欧州の財政危機が表面化し、さらには昨年３月の東日本大震災と原発事故により、日本はこれまでになかった困難に直面しております。

平成25年度の歳入については、市税を含む自主財源の伸びは期待できず、また、普通交付税は24年度をやや下回ると想定されます。また、歳出では、義務的経費のうち人件費及び公債費は行財政改革等の推進により減少しておりますが、社会保障費については引き続き伸びが見込まれます。25年度は市長選挙が実施される年であり、予算の性質は骨格予算として編成することとしておりますが、後期基本計画の３年目となる「潟上市総合発展計画」に盛り込まれた諸施策を着実に推進させるため、職員一人一人が行政改革大綱を再認識し、積極的な財源の確保と経費節減に努め、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」の実現に向け、職員の創造力と行動力を集結させ取り組んでまいります。

なお、新年度予算編成の基礎資料となる国の「地方財政計画」の策定作業は、衆議院議員総選挙の影響もあって年明けになることが確実視されております。このため、本市の予算編成作業にも一定の遅れが生じることは否めない状況であります。

本定例会には、平成24年度潟上市一般会計補正予算の専決処分についての報告、議案

として潟上市水道水源保護条例（案）ほか３件の条例案のほか、潟上市環境基本計画（案）、指定管理者の指定２件、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約を変更する規約の協議について、平成24年度一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）８件の案件並びに人権擁護委員候補者２名の推薦ほか１件の同意案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げる次第であります。

○議長（千田正英）　これで行政報告を終わります。

【日程第５、承認第４号　専決処分の承認について（平成２４年度一般会計補正予算（第５号））】

○議長（千田正英）　日程第５、承認第４号、専決処分の承認についてを議題とします。

承認第４号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　第４回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

提出議案の１ページをお開きください。

承認第４号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書。

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第５号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年11月16日　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第５号）の１ページをお願い致します。

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第５号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億3,949万9,000円とするものでございます。

11月16日に衆議院が解散し、12月４日公示、12月16日投開票の日程が示されたことから、関連予算を計上するものでございます。

歳入予算についてご説明申し上げます。

４ページの方をお願い致します。

14款３項１目総務費委託金2,000万円は、衆議院議員選挙委託金でございます。

18款１項１目繰越金200万円は、前年度繰越金でございます。

このたびの補正予算（第５号）については、選挙委託金の交付予定額を前回衆議院選挙並みということで、不足分については一般財源の繰越金を充て予算計上するものでございます。

なお、総務省より内示が示されず、県に確認した前回並みの額を措置致したものでございます。

５ページをお願い致します。

続いて、歳出予算について申し上げます。

２款４項７目衆議院議員選挙は、2,200万円の追加でございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、12月16日に投開票が行われる衆議院選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査投開票事務に関わる経費として、報酬、職員手当、需用費、委託料等を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより承認第４号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第４号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、承認第４号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第６、議案第６４号　潟上市水道水源保護条例（案）について】

○議長（千田正英）　日程第６、議案第64号、　潟上市水道水源保護条例（案）についてを議題とします。

議案第64号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎）　それでは、提出議案の３ページをお願い致します。

議案第64号、潟上市水道水源保護条例（案）について。

潟上市水道水源保護条例を次のように制定するものとする。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男でございます。

提案理由は、潟上市の水道に係る水質汚濁を防止し、清浄で安定的な水を確保するため、その水源の保護及び涵養を図り、もって住民の生命と健康を守ることを目的として、関係条例を制定するものです。

潟上市の水道は100％地下水に依存しており、地下水は公水、公の水、すなわち市民共通の財産であり、また、きれいな水を市民が享受する権利があり、未来へ引き継ぐべき貴重な資源であります。私たちは水源地の地下水の質と量の両面を日常的に継続的に管理し、良質な地下水の保全を図り、次世代へ引き継ぐという責任と役割があります。

それでは、４ページをお願い致します。

次に、潟上市水道水源保護条例（案）について説明致します。

第１条は、本条の目的を定めたものであり、この条例は、水道法第２条第１項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄で安定的な水を確保するため、その水源の保護及び涵養を図り、もって住民の生命と健康を守ることを目的とするものであります。

第２条は、本条における用語の意義を定義しておりまして、（１）の水源とは、水道法第３条第８項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る地域をいいます。

（２）水源保護地域とは、本市の水道に係る水源及びその地下水流入地域で、水道事業管理者が指定する地域をいいます。

（３）の対象事業でございますが、ア、廃棄物処理業、イ、砂利採取業、ウ、前２号に掲げるもののほか、水質を汚濁させ、又は水源取水量に影響を及ぼす恐れのある事業でございます。

（４）既設対象事業場とは、管理者が水道水源保護地域を指定した日において既に設置されている対象事業を行う工場その他事業場をいいます。

（５）規制対象事業場とは、規制対象事業場と認定されたものでございます。

５ページをお願い致します。

第３条に本条の責務、第４条に住民等の責務を規定しております。

第５条は、管理者の水源保護地域の指定することについて規定し、潟上市水道水源保護審議会を開催し、意見を聞かなければならないとし、審議会において保護地域の指定をいただき、その旨を管理者は直ちに公示するものと規定しております。

第６条に事前の協議及び措置等について規定しております。

６ページをお願い致します。

第７条に規制対象事業と規制対象事業場の設置の禁止を規定しております。全員協議会で意見のあったことについてでございまして、規制対象事業も行ってはならないと追加致しました。

第８条に規制対象事業場の設置工事の着手の禁止、第９条に中止命令等の規定をしております。

第10条には、広域水源保護の相互協力についての規定で、砂丘地帯における地下水は他の市町村と密接に関連がありますので、広域水源保護の相互協力について定めたものでございます。

第11条からは審議会について規定し、11条に審議会の設置が地方自治法第138条の４第３項に基づく審議会の組織である旨を定めております。

第12条に審議会の所掌事務について規定し、水源保護地域の指定、対象事業内容に関する事項、既設対象事業の変更事業内容に関する事項等について規定をしております。

７ページをお願い致します。

第13条に審議会の組織について規定し、委員10人以内で組織し、学識経験のある者等に市長が委嘱することについて定めております。

第14条に審議委員の任期が２年であること及び再任されることができると規定しております。

第15条に審議会の会長及び副会長について、第16条に審議会の会議等について規定しております。

第18条は罰則規定でございまして、次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとし、第１号、第８条第２項の規定による一時停止命令に従わない者、第２号、第９条の規定による中止の命令、原状回復又は措置の命令に違反した者。

８ページをお願い致します。

第19条には両罰規定を定めております。

附則につきましては、12月定例会で議決いただければ、周知期間を３カ月間必要と考えておりまして、平成25年４月１日から施行すると致しまして、審議会に関する第５条及び第11条から16条までの規定は、公布の日から施行し、審議会を開催致しまして水源保護地域を指定いただき、公示して、平成25年４月１日に備えたいと考えております。

また、審議会委員の報酬は、他の委員と同額の日額3,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第７、議案第６５号　潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英）　日程第７、議案第65号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第65号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、議案書の９ページをお開きください。

議案第65号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市自治会館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由でございますが、平成25年１月１日供用開始を予定している追分自治会館の設置及び管理について定める必要があるために条例の関係部分を改正するものでございます。

参考資料の２ページの新旧対照表をお願い致します。

第２条の名称及び位置と、それから別表第４条関係の部分に、和田妹川自治会館の次に追分自治会館を追加するものでございます。

使用料については、ほかの自治会館と同様の額としております。

また、この追分自治会館の整備に伴いまして、附則の方にもありますように、隣接する追分ことぶき荘は条例を廃止し、追分分館は自治会館と兼ねた施設とするため、所在地の変更を行うものでございます。

なお、この条例は平成25年１月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第８、議案第６６号　潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英）　日程第８、議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第66号について当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹）　それでは、ご説明致します。

提出議案の11ページをお開きになってください。

議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由、蒲沼分館の活動拠点を蒲沼ことぶき荘に移したことにより、所在地を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の５ページをお開きになってください。５ページの新旧対照表により、ご説明致します。

別表第１中、蒲沼分館の位置を「潟上市天王字蒲沼70番地９」から「潟上市天王字蒲沼69番地２」に改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英）　これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第９、議案第６７号　潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英）　日程第９、議案第67号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第67号について当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹）　それでは、ご説明致します。

提出議案の13ページをお開きになってください。

議案第67号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市児童館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由、塩口児童館の活動拠点を塩口ことぶき荘に移したことにより、所在地を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の７ページをお開きになってください。７ページの新旧対照表により、ご説明致します。

第２条中、塩口児童館の位置を「潟上市天王字天塩1127番地」から「潟上市天王字不動下529番地」に改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英）　これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第１０、議案第６８号　潟上市環境基本計画（案）について】

○議長（千田正英）　日程第10、議案第68号、潟上市環境基本計画（案）についてを議題とします。

議案第68号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　それでは、提出議案の15ページをお願い致します。

議案第68号、潟上市環境基本計画（案）についてであります。

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第３条の規定により、別冊の潟上市環境基本計画（案）について、議会の議決を求めるものであります。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

本計画は、潟上市総合発展計画の環境面からの計画的な実現を目指して施策を展開するとともに、合併に際して環境を守る基本理念や環境関連施設の基本方針を制限しました環境基本条例に基づいて策定しようとするものであります。

環境問題は、私たちの日常生活や消費活動から生じた負荷が長い間に積み重なって発生するとともに、その解決にも中・長期的な視点が必要となることから、平成25年度から10年間を計画対象期間としております。

総合発展計画を環境面から実現するという目的から、総合発展計画の終期である平成27年度と環境基本計画の中間時点である平成30年度に見直しを行うほか、新たな課題の発生や国単位の環境保全施策の転換などに際しては、柔軟に対応してまいりたいと考え

ております。

本計画の策定に当たり、市民団体や自治会、婦人会などからなる市民会議からの提言や有識者などからなる環境審議会による専門的な検討を経て、素案を定め、さらにパブリックコメントなどを行い、すべての主体が共同して取り組むことができる計画を目指して取り組んでまいりました。

本計画における環境施策の展開に向けた基本方針として、一つは、環境の現状を把握し、２つ目として、中・長期的な視点を持って対応すべき課題を定め、３つ目として、行政として必要な施策を効果的に実施するため、広く参加を求めることとしております。

この方針を受け、計画の内容につきましては、特に市民の関心が強く寄せられました八郎湖に代表される市内の水環境の保全、２つ目として、ごみの減量化・リサイクルに向けた取り組みの更なる充実、３つ目として、地球温暖化防止に向けた取り組みの促進の３点を重点的取り組み目標とし、これに関連する複数の環境問題に対する取り組み目標と、解決に向けて市民、事業者、市がそれぞれできる行動を一括して示しております。これは、市民の関心が高い問題ほど目指すべき将来像と自らの行動との関係がイメージされやすく、環境問題解決に向けて先導的な取り組みになることが期待できるためであります。

また、重点的取り組み目標と重複する部分もありますが、潟上市内にある環境問題を自然環境関連、生活環境関連、快適環境関連、地球環境保全と４つに分類の上、それぞれ関連の深い分野において目標と各主体の行動を示しております。

今後は、すべての主体が共同し、計画の着実な推進を図るため、計画策定に参加いただいた環境審議会から新たな取り組みへの提言をいただき、既に先進的な取り組みを行っている団体と行政、団体間の連携に向けて、市民会議などを通じ連絡調整、意見交換の場を広げるとともに、計画に関する年次レポートを作成し、議会や市民の皆さんへ進行状況の報告など積極的な情報提供を行ってまいります。

以上が環境基本計画の概要であります。

○議長（千田正英）　これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。４番藤原幸作議員。

○４番（藤原幸作）　先の全協の際に２つの問題、提起といいますか、要望を申し上げております。

１つは、環境保全条例の４条を適用しまして行政代執行を行うというふうなことに対

しまして、これは非常に法律上無理があるんじゃないかと。いわゆる行政代執行は非常に厳しい法律でございますので、法律、条例等にきちんと盛り込まなければ行政代執行はできないんじゃないかというふうなことを申し上げた次第であります。その点について、放送関係ではどういう解釈であったかというふうなことを１点。

もう１点は、八郎湖に流入するＣＯＤの関係で山林が４割と。私どもはやはり里山から山林は木を植えて水を守ると、八郎湖を浄化しようというふうなことで取り組んでいる団体もたくさんあるわけでございますが、そういう点から見ますと、４割では問題あります。それから田んぼの場合も、この前も申し上げませんが、５割というふうな表示がございますけれども、これは半分以上は大潟村の流入でございます。田んぼの場合も。いわゆる環境白書は23年度版ですと、県のは６年前の資料でございます。18年度調査であります。そういう資料、数値はそんなに今も違っておりませんけども、そういうのを今、今後の10年の資料の土台とするのはちょっと無理があるんじゃないかというふうなことでございます。私は、八郎湖環境対策室にも、その４割というのは非常に、こういうふうな表示するのは問題があるんじゃないかと、いわゆる脚注等をきちんとやらないと、県の白書としてはだめだというふうなことも申し入れしました。そういうふうなことでございますので、潟上市も県の環境白書を鵜呑みにするんじゃなくて、これはこうだという脚注をつけるというふうなことも非常に大事じゃないかというふうに思います。

また、先ほど申し上げました田んぼの関係でございますが、55％は大潟村でありますので、そういうふうなことでないと潟上から流れる田んぼの水は全部、５割は全部そういうふうな形になるというふうなことも誤解されるというふうな面もありますので、この２点についてどのように考えておりますか、質問致します。

○議長（千田正英）　根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　４番藤原議員にお答え致します。

環境基本計画の案の中で、空き家対策に関するフローというのがあります。この中で、左の方ですが、適正管理依頼からずっと公表までが環境保全条例の方でもっていきたいと。それでもっていけるということであります。それから、通知等を流しまして、所有者が判定したり、いろいろなことがわかってきますと、それで対応していただけないということであれば、おっしゃるとおり最後は行政代執行の手続をとるということになりますが、この行政代執行というのは行政代執行法というのがありまして、これでもって対応できると、そういうふうな解釈をしております。今の段階では、まずその法律はこ

この中では盛られていませんが、その代用できる上位法でありますのでそこを代用していきたいと、そう考えております。

八郎湖関係ですが、これはちょっと大きな問題でありますので、これから検討していきたいというふうに考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英）　４番。

○４番（藤原幸作）　今、行政代執行法のことは簡単に申しておりますけども、そうではなくて、これは例えば空き家条例等にそれをきちんと盛ると。私どもの環境保全条例の４条は、これは環境美化でございます。それでもって最終的には市長が公表するところまでいっているわけですけども、それではその代執行をできるというふうな環境ではないというふうなことでありますので、これはさらにご検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（千田正英）　根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　ただいまの意見につきましては今後十分に検討していきたいと、そう思っております。

○議長（千田正英）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第１１、議案第６９号　天王本郷自治会館の指定管理者の指定について】

○議長（千田正英）　日程第11、議案第69号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第69号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、提出議案書の16ページをお願い致します。

議案第69号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

天王本郷自治会館

２　指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字天王123番地

天王本郷会

会長職務代理者　副会長　児玉　英逸

３　指定の期間

平成25年４月１日から平成30年３月31日までの５年間とするものでございます。

指定する理由については、地域の集会施設であり、これまでの管理実績は良好であったことから、それらを考慮し、再度指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第１２、議案第７０号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について】

○議長（千田正英）　日程第12、議案第70号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第70号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　それでは、議案の17ページをお願い致します。

議案第70号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

１つ目ですが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、潟上市有線放送電話施設であります。

２つ目ですが、指定管理者となる団体でありますが、秋田県潟上市飯田川下虻川字八ツ口70番地、一般社団法人潟上市有線放送電話協会、理事長　伊藤義弘であります。

３つ目、指定の期間は、平成25年４月１日から平成30年３月31日までの５年間であります。

指定する理由については、加入者相互の通話を始め、市の広報活動を通して市の行事の紹介、健康管理情報、農事情報、また、各種制度の紹介等の一日３回の定時放送に加え、災害及び緊急放送についても速やかに放送され、情報通信網として大きな役割を

担っている有線放送電話施設を平成22年10月１日より指定管理しており、適正な管理運営が図られていることから引き続き指定するものであります。

なお、有線放送電話協会の概要につきましては参考資料の９ページを参照してください。

以上です。

○議長（千田正英）　これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第１３、議案第７１号　男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更する規約の協議について】

○議長（千田正英）　日程第13、議案第71号、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題とします。

議案第71号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　それでは、提出議案の18ページをお願い致します。

議案第71号、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてであります。

地方自治法第286条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を別紙のとおり変更するものであります。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由でありますが、潟上市昭和地区及び飯田川地区のし尿及び浄化槽汚泥について、男鹿地区衛生処理一部事務組合で処理することに伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本規約の変更についてでありますが、昭和地区及び飯田川地区のし尿及び浄化槽汚泥を男鹿地区衛生処理一部事務組合で処理することに伴い、組合の共同処理する事務の範囲と組合の経費の支弁方法について規約の一部を変更するものであります。

参考資料の11ページの新旧対照表をお願い致します。

第３条、組合の共同処理する事務でありますが、現行では「潟上市にあっては旧天王町地域に関する事務に限る。」とされておりましたが、昭和及び飯田川地区もし尿及び

浄化槽汚泥を処理することから、潟上市内の地域表示を削除したものであります。

次に、第11条、組合の経費の支弁方法でありますが、現行では「組合市の負担金のうち、５分の４については利用割とし、５分の１については、その３分の２を男鹿市、３分の１を潟上市が負担する。」とされておりましたが、昭和地区及び飯田川地区のし尿及び浄化槽汚泥を処理することから、「５分の１については、その５分の２を男鹿市、５分の３を潟上市が負担する。」に変更するものであります。

提出議案の19ページに戻っていただきます。

附則の１として、この規約は、知事の許可を受け、平成25年４月１日から施行する。

２として、第11条第２項第２号に規定する搬入量の実績には、昭和衛生センターの搬入量を加えるものであります。

以上であります。

○議長（千田正英）　これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。９番戸田俊樹議員。

○９番（戸田俊樹）　ただいまの説明を受けまして、私どもの５分の３になるわけですけども、この背景はどういう背景があってこういうふうになったのか。この男鹿の方へお願いすることによって、向こう10年間どれほど経費の節約といいますか、なるのか、その辺のことについて若干説明をいただきたいと思います。

○議長（千田正英）　根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　９番戸田議員にお答えします。

５分の３というのは、前は男鹿市、若美、旧天王町の３市町で構成されておりましたが、今度、５旧町というんですか、になりますので、分母が５となって、天王、昭和、飯田川、この部分が５分の３で、男鹿と若美が５分の２と、そういうふうになるものであります。

経費の節約についてでありますが、一般質問でもありますが約1,500万から2,000万と、そういう計算となっております。

以上です。

○議長（千田正英）　ほかにありませんか。17番堀井克見議員。

○１７番（堀井克見）　委員会付託されるわけで、その委員会でしっかりと深く掘り下げて審査をお願いしたいわけですが、大綱質疑という観点からちょっとお尋ねしますが、この負担割合が今回新たな搬入によって変わると。未来永劫、今決まればですね、この

負担は潟上市にとっては継続されていくというふうになります。

今ちょっと気になったのは、旧集落、旧町、自治体というかな、いわゆる分母が変わったと。５分の何という形で。私はやはりこれはね、一つの決め方でしょうけれども、それを否定するわけではないんだけれども、やはり公平に、未来永劫ね公平に平等に負担をしていくとなれば、少なくとも人口でざくっといくとか、あるいは搬入量、前年度の搬入量によって次年度のやはりね負担、利用割を決めるとか、そういうふうにしていかないと、いずれね人口だって、男鹿であって、例えば潟上だって増減、当然付きまとってくるし、社会背景の中で。こういうやり方しておきますと、いずれにしてまた不都合というかね、非常に不合理な形が出てくるんじゃないかなと。恐らくこれは一旦それが決まると、やはり負担するのは誰も嫌ですから、なかなかそれは相手も乗ってきません。ですからやはりこの入り口の部分、一つの節目の段階で、未来永劫、我々の子々孫々にやはりね負担かけないような取り決め、これは消防であれ、このし尿であれ、いわゆる広域に関することはすべてでありますけれども、特に今回はいろいろね労を多としてここまで持ってきたということには敬意を表しますが、この部分においては人口割するか、くどいですがね、少なくとも、あるいはまた、もうざっくりいくか、あるいはまた搬入量でもって決めるか、こういうふうな方法というのは全く考えられなかったのか。なぜやはりこういうふうなね提案になったのかということ、ちょっと私解せないものがありますので、これから例えば交渉する余地があるのかないのかも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英）　根市民生活部長。

○市民生活部長（根　　一）　17番堀井議員にお答えしたいと思います。

今いろいろな提案、人口で決めたらとか搬入量で決めたらという話がありましたが、搬入量については今の段階では全体の５分の４が搬入量で決めていってるものであります。その残りの５分の１を、今言った５分の３、５分の２で決めるということでありますので、もしこれが今後不合理ということであるならば検討の余地はあると思いますが、今の段階ではこの５分の２、５分の３でいきたいと、そういうふうに考えておりますので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英）　ほかに。17番。

○１７番（堀井克見）　今、部長のね答弁もわからないわけでもないんですが、やはり一つの節目、新たなね、このし尿処理の新たな処理方の歴史が始まるわけですよ。今まで

の経緯を踏まえて検証して新たな参入も含めて今こうなるわけですが、その分母５分の４まではそうだよと。５分の１の部分の分母の、まずね変化だよということなんですが、私はやはり全体、ざっくりということは全体を言ってますよ。５分の５を人口割か搬入量でもってやった方が明確だし、これ誰見ても公平ですよ、平等ですよ。数字というのはやはりそれはもう裏付けなるわけですから、確実に。だからやはり５分の４は従来の形をとる。５分の１の部分は、また変化した形をとる。これが将来、禍根というのはちょっと語弊あるかもしれませんが、将来の我々のやはり子々孫々に問題残す、これネックになりますよという指摘をしておくわけですよ。だからしているわけです。ですから将来において、少なくとも論をまたないと、これはもう。誰が考えたって公平でしょう、平等でしょうというふうな形でね未来永劫進んでいくとするならば、私はこの際、ですから５分の５をすべてを人口割か少なくとも搬入量でもってきちっとやった方がすっきりすると、そういうふうなことを申し上げているんであって、そこら辺どうもその考え方の切り口というか、考え方がちょっとこうどうなのかなというふうに思いますので、その点についてひとつもう一度、すいませんがお願いします。

○議長（千田正英）　石川市長。

○市長（石川光男）　ごもっともでございますが、そもそもこの決める場合に、若美が男鹿と合併してやる時期は、天王の方から若美も加えて足すべきだと、天王側から、議会から、そういうことも経緯がありまして、今回も逆に２つ増やすという、当時そういうように天王側から若美が増えたんだから５分の２に、２つに換算すべきだというような要求があったと男鹿市から聞いていますけども。

○議長（千田正英）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第１４、議案第７２号　平成２４年度潟上市一般会計補正予算（第６号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第14、議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第６号）（案）についてを議題とします。

議案第72号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、平成24年本定例会の方に提出しております予算の大

綱についてご説明申し上げます。

議案書の20ページからお願い致します。

議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第６号）（案）については、別冊のとおりであります。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市一般会計補正予算（案）（第６号）の１ページをお願い致します。

議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第６号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,889万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億1,839万2,000円とするものでございます。

５ページをお願い致します。

第２表、地方債補正についてでございます。

農業基盤整備事業は、補正前の限度額3,980万円を1,370万円に減額するものでございます。

漁港整備事業につきましては、補正前の限度額1,800万円を国の経済対策によりまして2,800万円に増額し、平成25年度実施予定分の一部を前倒しして実施するものでございます。

道路整備事業につきましては、補正前の限度額１億1,280万円を7,980万円に減額し、交付税算入のない起債の借入れを行わないものでございます。

社会体育施設整備事業につきましては、長沼球場スコアボード改修事業について財源を合併特例債に変更し、限度額を9,250万円とするものでございます。

コミュニティ施設整備事業は、豊川地区に整備予定の多目的交流施設について、このたび実施設計予算を計上するのにあわせ、９月補正予算に計上した旧豊川小学校の解体費についても財源について合併特例債を見込み、7,400万円を予算計上するものでございます。

歳入予算について、主なものをご説明申し上げます。

８ページをお願い致します。

１款２項固定資産税は、2,500万円の減額で、評価替えによる家屋の原価率が見込んでいたよりも高くなったことと、土地についても地価の下落幅が拡大していることによるものでございます。

13款１項国庫負担金については、2,434万2,000円の追加で、主なものは、１目障害者

福祉費負担金3,095万4,000円でございます。これは給付費の伸びによるものでございます。

13款２項国庫補助金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,000万円の追加でございます。

９ページをお願い致します。

14款１項１目民生費県補助金は、1,343万5,000円の追加で、主なものは、５節障害者福祉費負担金1,547万7,000円でございます。

10ページをお願い致します。

18款１項１目前年度繰越金は、784万6,000円の追加でございます。

20款１項市債につきましては、4,030万円の追加でございます。内容は、１目総務債が7,400万円の追加、３目農林水産業費が1,610万円の減額、４目土木債が3,300万円の減額、６目教育債が1,540万円の追加でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

11ページをお願い致します。

２款１項６目企画振興費は、1,390万4,000円の追加でございます。追加となる主なものは、旧豊川小学校跡地を活用した多目的交流施設整備事業に関わる地質調査と実施設計の委託料等でございます。17目市役所庁舎整備事業費は、2,000万円の追加で、建設用地の樹木伐採並びに伐根工事を行うものでございます。

12ページをお願い致します。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費は、619万5,000円の追加で、内容は、戸籍副本バックアップシステムの導入に伴う委託料でございます。東日本大震災の検証結果を踏まえ、津波被害から戸籍データを守る、法務省主導のもと、当該システムを構築するものでございます。戸籍が電算化されているすべての市町村の来年10月からの導入されることになりましたけれども、潟上市が先行執行団体に選定されたことから、来年５月の稼働開始に向けた準備のために予算計上するものでございます。

13ページをお願い致します。

３款１項２目障害者福祉費は、6,605万6,000円の追加でございます。主なものは、扶助費の介護給付費、訓練等給付費で、実績の伸びによる増額でございます。

あわせて、14ページをご覧いただきたいと思います。

３款１項６目老人福祉費は、381万1,000円の減額でございます。減額となる主なもの

は、老人福祉施設措置費負担金506万円、また、追加となる主なものについては、地域支え合い体制づくり事業に関わる軽ダンプ、軽トラのダンプでありますけれども、２台分の購入費276万8,000円でございます。

３款１項７目介護保険費は、1,537万5,000円の追加で、介護保険事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。

16ページをお願い致します。

４款２項５目し尿処理費は、416万9,000円の減額でございます。主な補正の内容は、昭和衛生センター休止に伴い、北野武利子沢地区の排水を下水道に接続する工事請負費101万6,000円と、男鹿地区衛生処理一部事務組合負担金512万3,000円の減額でございます。

17ページをお願い致します。

６款３項１目水産業振興費は、1,990万円の追加でございます。補正の主な内容は、天王漁港の機能保全工事2,000万円で、補助事業で実施している水産物供給基盤機能保全事業の次年度予算を国の経済対策によりまして前倒しするものでございます。なお、３月に繰越明許手続を行い、工事は25年度に実施するものでございます。

18ページをお願い致します。

10款２項１目学校管理費は、377万4,000円の追加でございます。補正の主な内容は、工事請負費278万3,000円で、大豊小学校において障害のある児童の進級に向けた準備として、椅子式階段昇降機を１台増設するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。８番伊藤栄悦議員。

○８番（伊藤栄悦）　補正予算書の６号、ページの11ページの歳出の２款総務費５目の財産管理費13節の委託料、八郎潟ハイツ経営診断委託料ということについてお伺い致します。

この補正予算案件については、これは総務文教常任委員会で審査されることになっておりますけれども、提案された行政当局へ２点だけお伺い致します。

まず１つは、１つ目ですけれども、株式会社八郎潟ハイツというのは独立した企業であります。経営診断等については企業が主体的に独自に行うべきものであろうかと思います。

それで、行政が税を投入して経営診断をするということは、八郎潟ハイツの経営内容が、これを公にアナウンスすると、こういうふうなことになります。営業中の、これは26年ですか、改定されるのは、営業中の企業に対する風評とか、あるいは信頼というものを失墜させることにつながりかねないと。だからそういう手法としてはいかがなものかと私は考えておりますが、行政が税を投入して経営診断をすることとなったその理由、その根拠、これを伺いたいと思います。

２つ目ですけれども、市長の行政報告では、八郎潟ハイツの今後の施設運営の継続性についてと、総合的に判断する資料とするため、経営診断に係る予算計上をしたと、こういうふうに述べてございます。既にご承知のように、八郎潟ハイツというのは潟上市の唯一の大きな宿泊施設であります。これまで秋田県内とか全国から、あるいはそのほかからですね多くの方から利用されていたし、愛されていたし、親しまれて地域経済の発展に寄与してきた、こういうふうに認識しております。私は、八郎潟ハイツというのは市にとっても必要欠かすことのできない施設であると考えております。

そこで、まず質問致します。２つ目の質問。八郎潟ハイツについては先にも述べましたけれども、施設運営の継続性について判断するための経営診断であると述べておりますけれども、この後ですね、この経営診断結果をもって施設運営を廃止するというふうなことになるのか、あるいは市にとって必要不可欠な施設であるとの認識に立ってですね施設を改修あるいは改善し、公設民営化などの手法というものを用いたり、あるいは経営者の変更等も含めて施設を継続する考えがあるかどうか。すなわち、市として八郎潟ハイツの運営あるいは活用についてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（千田正英）　石川市長。

○市長（石川光男）　２点について答弁致します。

社長は副市長でございますが、予算の提案書は私でございますので私が答弁します。

まず１点目の理由・根拠でございますが、我々は全く素人でございますので、まずその道に通じている経営診断をお願いするというのが根拠。それを参考にして２点目の質問ですが、廃止か運営か、それからそれも含めたものの総合判断として判断、この経営診断をお願いするということです。

○議長（千田正英）　８番。

○８番（伊藤栄悦）　ありがとうございます。それで、廃止も含めて、いわゆるこういう

ふうな予算を提示していると。その判断をするためのね材料を得るためにこういうふうな、いわば経営の内容をしっかりと把握していくと、こういうことのようでありますけれども、やはり廃止というのはね、私はさっき２番目の方に話しましたけれども、やはり潟上市にとっては、これは１カ所しかない大型の施設でありまして、どうしてもやはり必要欠くべからざるね施設ではないかなと私は考えておりますので、そこあたりもね勘案しながら、それこそ総務文教委員会で精査していただければと、こういうふうに思いますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英）　石川市長。

○市長（石川光男）　廃止するのかというのは、８番さんが廃止もするのかということで答えました。この後、その経営診断が出た後で、例えば存続するためにも当然改修の予算なんかは必要です。そのための見積もりとか調査も必要になってくると思います。その上で継続か廃止かという、あるいは公設民営化というものの判断材料にしたいということです。

○議長（千田正英）　８番。

○８番（伊藤栄悦）　これ、こういうふうなことを診断するということは、これは現在のですね経営をしている方、この経営手法にもあると思うんですよね。だからそういうふうなことも含めるとね、やはり後々のことを考えると、そこも考えながらのいわば検討というものをしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（千田正英）　ほかに質疑ありませんか。18番藤原幸雄議員。

○１８番（藤原幸雄）　ちょっと確認でございますが、先ほどのここのハイツの社長は副市長と言ったども、これ間違いねえすか。

○議長（千田正英）　じゃあ違うということで訂正。

○議長（千田正英）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

【日程第１５、議案第７３号　平成２４年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第15、議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第３号）（案）についてを議題とします。

議案第73号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、議案書の21ページをお願い致します。

議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第３号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,289万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,976万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、後期高齢者支援金4,617万9,000円、介護納付金1,447万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第１６、議案第７４号　平成２４年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第16、議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（案）についてを議題とします。

議案第74号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、提案書の22ページをお願い致します。

議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第２号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億7,045万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険料還付金21万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第１７、議案第７５号　平成２４年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第17、議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）についてを議題とします。

議案第75号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　議案書の23ページをお願い致します。

議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第３号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億3,990万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,269万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護サービス給付費9,048万5,000円、介護給付費準備基金積立金2,973万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第１８、議案第７６号　平成２４年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算

（第３号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第18、議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）（案）についてを議題とします。

議案第76号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、議案書の24ページをお願い致します。

議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第３号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,691万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、排水施設の修繕でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第１９、議案第７７号　平成２４年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第３号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第19、議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第３号）（案）についてを議題とします。

議案第77号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、議案書の25ページをお願い致します。

議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第３号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第３号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,670万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、消費税と公債費の減額でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第２０、議案第７８号　平成２４年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第20、議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）（案）についてを議題とします。

議案第78号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　議案書の26ページをお願い致します。

議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）（案）につきましては、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）（第１号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第２１、議案第７９号　平成２４年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第21、議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正

予算（第１号）（案）についてを議題とします。

議案第79号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　それでは、議案書の27ページをお願い致します。

議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）（第１号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、総務管理費において管理会議等の回数の増によるものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第２２、議案第８０号　平成２４年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第２号）（案）について】

○議長（千田正英）　日程第22、議案第80号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第２号）（案）についてを議題とします。

議案第80号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光）　議案書の28ページをお願い致します。

議案第80号、平成24年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第２号）（案）については、別冊のとおりでございます。

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

平成24年度潟上市水道事業特別会計補正予算（案）（第２号）の１ページをご覧いただきたいと思います。

議案第80号、平成24年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

収益的支出は、723万3,000円の増額でございます。補正の主な内容は、追分牛坂地区の秋田市からの受水費の不足分408万6,000円でございます。

また、資本的収入は、２億9,653万6,000円の減額でございます。補正の主な内容につきましては、企業債３億円の減額で、新追分浄水場等施設整備分として２億8,800万円と大崎地区実施設計分1,200万円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英）　これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第２３、同意第４号　人権擁護委員候補者の推薦について　及び　日程第２４、同意第５号　人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英）　日程第23、同意第４号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第24、同意第５号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

同意第４号及び同意第５号について当局より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男）　同意第４号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下者の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住　　所　潟上市飯田川飯塚字飯塚74番地

氏　　名　門　間　裕　一

生年月日　昭和24年３月25日

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由、平成25年３月31日付で人権擁護委員の門間裕一氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。

これが提案理由でありますが、門間さんは大変真面目な方で候補者としてふさわしいと考えますので、推薦するということでございます。

それから、同意第５号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

住　　所　潟上市天王字天王130番地１

氏　　名　西　村　伊　生

生年月日　昭和23年７月14日

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由、平成25年３月31日付で人権擁護委員の村山　稔氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものであります。

村山さんからは体調不調について辞退したい旨の申し出がありましたので、同じく天王地区の西村さんを推薦したいということで、西村さんの略歴については、お手元の裏側に書いていますが、最後は秋田県立能代北高等学校、高校の先生を経験した方でふさわしいと考えますので、宜しくお願い申し上げる次第でございます。

○議長（千田正英）　これより同意第４号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第４号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、同意第４号は同意することに決定しました。

次に、同意第５号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第５号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、同意第５号は同意することに決定しました。

【日程第２５、同意第６号　潟上市豊川財産区管理委員の選任について】

○議長（千田正英）　日程第25、同意第６号潟上市豊川財産区管理委員の選任についてを議題とします。

同意第６号について当局より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男）　同意第６号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について。

下記の者を潟上市豊川財産区管理委員に選任したいので、潟上市豊川財産区管理条例第３条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住　　所　潟上市昭和豊川上虻川字仁山７番地

氏　　名　佐々木　松　彦

生年月日　昭和22年11月20日

住　　所　潟上市昭和豊川船橋字川原崎52番地

氏　　名　奈　良　政　紀

生年月日　昭和42年１月21日

住　　所　潟上市昭和豊川山田字家の上24番地

氏　　名　児　玉　勇　一

生年月日　昭和20年１月21日

住　　所　潟上市昭和豊川上虻川字古井内10番地２

氏　　名　藤　原　善　則

生年月日　昭和26年11月30日

住　　所　潟上市昭和豊川槻木字畑妻34番地２

氏　　名　佐々木　昭　一

生年月日　昭和18年３月９日

住　　所　潟上市昭和豊川槻木字真形沢21番地３

氏　　名　齊　藤　　勇

生年月日　昭和15年11月２日

住　　所　潟上市昭和豊川竜毛字開沢44番地６

氏　　名　川　上　和　敏

生年月日　昭和20年６月6日

平成24年12月５日提出　潟上市長　石川光男

提案理由、平成24年12月26日付で潟上市豊川財産区管理委員が任期満了となるので、潟上市豊川財産区管理会条例第３条の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものであるということで、今申し上げた７名の方々は、地域の推薦、自治会の推薦に基づいて提案した次第でございますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英）　これより同意第６号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第６号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、同意第６号は同意することに決定いたしました。

ちょっとお諮りします。昼食の時間にかかりますけれども、このまま議事を進行してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英）　議事を進行します。

【日程第２６、陳情第９号　オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情から　日程第３４、陳情第１７号　年金２．５％削減中止を求める意見書の陳情】

○議長（千田正英）　日程第26、陳情第９号、オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情から日程第34、陳情第17号、年金2.5％削減中止を求める意見書の陳情までを一括議題とします。

陳情第９号から陳情第17号までは、お手元に配りました陳情一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英）　異議なしと認め、したがって、陳情第９号から陳情第17号までは、陳情一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第３５、発議第６号　議会基本条例策定特別委員会の所掌事項の追加と設置期間の延長について】

○議長（千田正英）　日程第35、発議第６号、議会基本条例策定特別委員会の所掌事項の追加と設置期間の延長についてを議題とします。

発議第６号について提出者の説明を求めます。４番藤原幸作議員。

○４番（藤原幸作）　議会基本条例策定特別委員会の所掌事務の追加と設置期間の延長の発議について、ご説明致します。

委員会の設置期間は平成25年３月まででしたので、その間でのスケジュールを立て、

研究・協議を進めましたが、「先進地の視察研修を行ったところ、条文の検討には相当の時間を要すること」がわかり、「急いで策定すると、議員自身が理解していない・形骸化した条例になる」とのご助言もいただき、スケジュールを委員で再度協議した結果、設置期間を延長し、より実効性のある中身の濃い条例にすべきとのことで全委員の意見が一致致しました。

また、所掌事務の追加でありますが、条文の骨子を検討している中で、「議員の政治倫理」という条項がございました。

委員から、「北海道の栗山町の視察で、議会基本条例は議会に対しての基本条例であり、議員に対するものは、議員政治倫理条例であって、２つがそろって初めて効果があらわれる」との説明があったことが報告され、先進地研修で伺った岩手県奥州市、宮城県蔵王町からも「制定は自然の流れ」との説明がございました。

さらに、全国的な政治倫理条例の制定状況は30％を超えており、県内では、６市８町村で策定済みであり、大仙市は、議会基本条例と同時に政治倫理条例を制定しておりました。

委員会では、これらの状況から、全委員一致で「政治倫理条例の制定は必要」となりました。

さらに、議会基本条例制定における協議内容と多くの部分で重なり、関連もあることから、新たに特別委員会を設置して検討するよりは、本委員会で合わせて制定に向けた協議をするのが最も効率的であるとの考えに全委員が一致を致し、このたびの発議となったものであります。

以上が提案理由の説明であります。

○議長（千田正英）　これで説明を終わります。

これより発議第６号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第６号を採決します。藤原幸作議員ほか６人から提出されました、発議第６号、議会基本条例策定特別委員会の所掌事項の追加と設置期間の延長についてのと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、発議第６号、議会基本条例策定特別委員会の所掌事項の追加と設置期間の延長については、可決されました。

【日程第３６、発議第７号　潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について及び　日程第３７、発議第８号　潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について】

○議長（千田正英）　日程第36、発議第７号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第37、発議第８号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを一括議題とします。

発議第７号及び発議第８号について提出者の説明を求めます。15番西村　武議員。

○１５番（西村　武）　発議第７号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月５日提出　潟上市議会議長　千田正英　様

提出者　西村　武

賛成者　児玉春雄、賛成者　戸田俊樹

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年９月５日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、条例の関係部分を改正するものであります。

次に、発議第８号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月５日提出　潟上市議会議長　千田正英　様

提出者　西村　武

賛成者　児玉春雄、賛成者　戸田俊樹

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年９月５日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、規則の関係部分を改正するものであります。

以上です。

○議長（千田正英）　これで説明を終わります。

これより発議第７号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第７号を採決します。西村　武議員ほか２人から提出されました、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、発議第７号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、可決されました。

次に、発議第８号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第８号を採決します。西村　武議員ほか２人から提出されました、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英）　起立全員です。したがって、発議第８号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）は、可決されました。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会致します。

なお、明日12月６日木曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願い致します。

大変お疲れさまでした。

午後１２時０４分　散会